

第138期

定時株主総会招集ご通知

開催日時／2023年3月29日(水曜日) 午前10時

開催場所／千葉縣市川市市川南二丁目8番8号
当会社 本店

決議事項／第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

つぎの「うれしい!」へ。

KeiYO GAS

(証券コード 9539)



目次

■ 株主の皆さまへ	1
■ 第138期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役7名選任の件	8
第3号議案 監査役1名選任の件	14
■ 事業報告	15
■ 計算書類	33
■ 連結計算書類	42
■ 監査報告書	55
ご参考	
■ トピックス	62
■ 株主さまへのご案内	66

<ご案内>

ご送付している書面は、法令および当社定款の規定に基づき電子提供措置事項から一部項目を除いておりますが、目次、項番、参照ページなどは電子提供措置事項と同一としており、連番となっていないことをご了承ください。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

第138期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当期の売上高につきましては、原料費調整制度による販売価格の値上がりなどにより、前期に比べ増収となりました。一方、経常損益および当期純損益につきましては、LNG等の価格上昇の影響によるガス原材料費の増加や卸電力取引市場の価格高騰の影響による電力小売事業における購入電力料の増加などにより損失となりました。

期末配当につきましては、当期の純損益は損失とはなりましたが、継続的な安定配当の実施という基本方針に基づき、普通配当を1株につき30円とさせていただきますと存じます。

世界的なエネルギー価格の高騰に加え、急激な円安や物価上昇が進むとともに、脱炭素化への取り組みも加速化するなど、当社を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。そのようななか、当社は、「長期経営ビジョン2030」「中期経営計画2022-2024」で定めた「お客さまの“期待を超える”存在となる」を実現するため、引き続き四つの重点戦略「低炭素・脱炭素社会への貢献」「総合生活産業事業者への進化」「安全・安心の取り組みの強化」「経営基盤の強化」に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

羽生 弘

(証券コード：9539)
2023年3月9日
(電子提供措置の開始日 2023年3月7日)

株 主 各 位

千葉県市川市市川南二丁目8番8号
京 葉 瓦 斯 株 式 会 社
代表取締役社長 羽 生 弘

第138期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第138期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイト「第138期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト
(<https://www.keiyogas.co.jp/company/ir/library.html>)



また、上記のほか、インターネット上の以下の東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。東京証券取引所ウェブサイトへアクセス後、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」>「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



なお、当日ご出席いただけない場合は、後記5頁から6頁までに記載のとおり、書面またはインターネット等にて議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項内の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2023年3月28日(火曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

-
1. 日 時 2023年3月29日(水曜日)午前10時
-
2. 場 所 千葉県市川市市川南二丁目8番8号
当会社 本店
-
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第138期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第138期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
-

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査役および会計監査人が監査を行った書類の一部であります。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」なお、①②③は監査役が、②③は会計監査人が監査を行った書類に含まれております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 株主総会の動画配信のご案内
 - ・ 本株主総会の模様の一部は、後日動画配信を行う予定です。本株主総会終了後、動画配信の準備ができ次第、当社ウェブサイト (<https://www.keiyogas.co.jp/company/ir/library.html>) に掲載いたします。
 - ・ 株主の皆さまのプライバシーに配慮し、可能な限りご来場の株主さまが撮影されないようにいたしますが、やむを得ず撮影されてしまう場合がございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆さまの大切な権利です。電子提供措置事項内の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

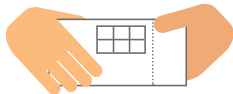
株主総会にご出席いただける方

会場受付にご提出



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

議決権行使書用紙を
ご持参ください

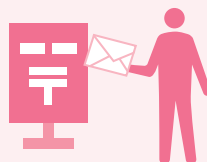


株主総会開催日時

2023年3月29日（水曜日）
午前10時

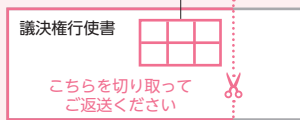
株主総会にご出席いただけない方

書面（郵送）による ご提出



議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議案に対する賛否をご記入ください



行使期限

2023年3月28日（火曜日）
午後5時到着分まで

インターネット等で ご入力



当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従い、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

詳細は次頁をご覧ください ▶

行使期限

2023年3月28日（火曜日）
午後5時入力分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使に際しては、以下の事項をご了承の上、ご行使ください。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト ▶ <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使期限

2023年3月28日（火曜日）午後5時入力分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（「議決権行使コード」および「パスワード」のご入力は不要です）。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 「スマート行使」による議決権行使は1回のみ可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインの上、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへアクセスできます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、議決権行使書用紙右片の裏面に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」にてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

システム等に関する
お問合せ

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

ご利用時間 午前9時～午後9時（年末年始を除く）

⚠️ ご注意事項

- パスワードは、ご行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

機関投資家の
皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます）は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、ガス事業を中心とする公共性の高い業種であることから、企業収益の配分につきましては、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定配当の維持継続を基本方針としております。

当期は、ガス事業での原料費調整制度による販売単価の上方調整や、電力小売事業での販売量の増加および燃料費調整による販売単価の上方調整などにより増収となったものの、LNG等の原料価格上昇の影響でガス原材料費が増加したことや卸電力取引市場の価格高騰の影響で電力小売事業における購入電力料が増加したことなどにより、損失を計上いたしました。

しかしながら、期末配当金につきましては、上記の基本方針に基づき中間配当金と同様といたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額326,796,930円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の上程にあたっては、手続の公平性・透明性を確保するため、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	候補者属性
1	菊池 節 <small>きくち みさお</small>	代表取締役会長	再任
2	江口 孝 <small>えぐち たかし</small>	取締役 常務執行役員 総務部・人事部・経理部・エリア開発部管掌	再任
3	船木 隆志 <small>ふなき たかし</small>	取締役 常務執行役員 供給本部長、情報システム部管掌	再任
4	古市 聖一 <small>ふるいち せいいち</small>	取締役 常務執行役員 営業本部長、営業企画部長	再任
5	久能 剛一 <small>くのう こういち</small>	取締役 常務執行役員 企画部・資材部・事業開発室管掌、企画部長	再任
6	前川 渡 <small>まえかわ わたる</small>	社外取締役	再任 社外 独立
7	森 隆男 <small>もり たかお</small>	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	きく ち みさお 菊池 節 1950年4月9日 再任	1976年11月 株式会社南悠商社監査役 1977年1月 高萩炭礦株式会社監査役 1997年1月 同社取締役副社長 2003年1月 株式会社南悠商社代表取締役副社長 2003年3月 当社取締役 2014年6月 パウダーテック株式会社代表取締役副会長 2016年6月 同社代表取締役会長（現任） 2016年8月 当社代表取締役副社長 2016年9月 株式会社南悠商社代表取締役社長（現任） 2016年10月 当社代表取締役会長（現任） 重要な兼職の状況 株式会社南悠商社代表取締役社長 パウダーテック株式会社代表取締役会長 公益財団法人菊池美術財団理事長	124,442株
【取締役候補者とした理由】 他会社において代表取締役を務めるなど企業経営に関する豊富な経験を有し、2003年3月から当社取締役として、また、2016年10月から当社代表取締役会長として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	え ぐち たかし 江口 孝 1961年3月6日 再任	1983年4月 当社入社 2010年4月 当社経理部長 2013年3月 当社取締役 経理部長 2015年3月 当社常務取締役 2019年3月 当社取締役 常務執行役員 情報システム部・経理部・資材部管掌 2022年3月 当社取締役 常務執行役員 総務部・人事部・経理部・エリア開発部管掌 （現任）	9,549株
【取締役候補者とした理由】 主に経理部門において豊富な業務経験を有し、2013年3月から当社取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	ふな き たか し 船木 隆志 1963年5月21日 再任	1986年4月 当社入社 2011年4月 当社技術研修センター部長 2013年4月 当社企画部長 2017年3月 当社取締役 企画部長 2019年3月 当社取締役 常務執行役員 供給本部長、技術研修センター管掌 2020年7月 当社取締役 常務執行役員 供給本部長 2022年3月 当社取締役 常務執行役員 供給本部長、情報システム部管掌（現任）	3,900株
	【取締役候補者とした理由】 主に企画部門・供給部門において豊富な業務経験を有し、2017年3月から当社取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	ふる いち せい いち 古市 聖一 1964年9月10日 再任	1987年4月 当社入社 2015年4月 当社広報部長 2015年7月 株式会社アクセス専務取締役（出向） 2016年8月 同社代表取締役社長（出向） 2017年3月 当社取締役 営業本部長補佐、 営業企画部長 2019年3月 当社取締役 執行役員 営業本部長補佐、営業企画部長 2020年3月 当社取締役 執行役員 営業本部長、営業企画部長 2021年3月 当社取締役 常務執行役員 営業本部長、営業企画部長（現任）	3,200株
	【取締役候補者とした理由】 主に営業部門における豊富な業務経験や、当社グループ会社における企業経営の経験を有し、2017年3月から当社取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	<p style="text-align: center;">く のう こう いち 久能 剛一 1967年3月10日</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1989年 4月 当社入社 2017年 3月 当社お客さまサービス部長 2020年 3月 当社執行役員 お客さまサービス部長 2021年 3月 当社執行役員 企画部長兼お客さまサービス部長 2021年 4月 当社執行役員 企画部長 2022年 3月 当社取締役 常務執行役員 企画部・資材部・事業開発室管掌、企画部長 (現任) 2022年 7月 なのはなパイプライン株式会社代表取締役副社長 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 なのはなパイプライン株式会社代表取締役副社長</p>	900株
<p>【取締役候補者とした理由】 主に営業部門・企画部門における豊富な業務経験や、他会社における企業経営の経験を有し、2022年3月から当社取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p style="text-align: center;">まえ かわ わたる 前川 渡 1950年2月10日</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1980年 5月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1998年 1月 前川法律事務所開設 所長 2004年 4月 第一東京弁護士会副会長 2015年 3月 当社取締役（現任） 2020年 4月 前川・伊藤法律事務所開設 所長（現任） 2022年 5月 株式会社アダストリア社外監査役（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 前川・伊藤法律事務所所長 株式会社アダストリア社外監査役</p>	2,300株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 弁護士として主に法律分野における豊富な経験と高い見識に基づき、独立性の高い立場から、経営全般にわたる助言や提言等を受けることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	<p style="text-align: center;">もり たか お 森 隆 男</p> <p style="text-align: center;">1958 年 9 月 25 日</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1991年 3 月 公認会計士登録</p> <p>2001年 7 月 公認会計士森隆男事務所開設 所長（現任）</p> <p>2003年 5 月 税理士登録</p> <p>2013年 9 月 青南監査法人社員</p> <p>2015年 6 月 株式会社アイセイ薬局社外取締役</p> <p>2016年 3 月 当社取締役（現任）</p> <p>2018年 1 月 青南監査法人代表社員（現任）</p> <p>2021年 6 月 パウダーテック株式会社社外取締役（現任）</p> <p>重要な兼職の状況</p> <p>公認会計士森隆男事務所所長</p> <p>青南監査法人代表社員</p> <p>パウダーテック株式会社社外取締役</p>	1,900株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>公認会計士および税理士として主に会計分野における豊富な経験と高い見識に基づき、独立性の高い立場から、経営全般にわたる助言や提言等を受けることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 当社は、菊池節、久能剛一の両氏が代表となっている各法人と取引関係があります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありませんが、前川渡氏の所属する法律事務所と当社との間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託の取引関係があります。
3. 前川渡、森隆男の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
4. 前川渡氏の当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって8年、森隆男氏の当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって7年となります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告（4. ⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要）に記載のとおりです。取締役候補者の選任をご承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、前川渡、森隆男の両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。両氏の再任をご承認された場合、当社は両氏との間で上記の契約を継続する予定であります。
7. 議案が承認可決された場合の当社取締役のスキル・マトリックスは、以下のとおりです。*1

氏名	スキル	企業経営 組織運営	財務 会計	法務 内部統制 コンプライアンス	営業 マーケティング	環境 サステナビリティ	エネルギー事業	DX ^{*2} R&D ^{*3}
菊池 節		●	●	●			●	
江口 孝		●	●	●				●
船木 隆志		●					●	●
古市 聖一		●			●	●		
久能 剛一		●				●		●
前川 渡		●		●				
森 隆男		●	●					

*1 上記一覧表は、各人の有する全てのスキルを示すものではありません。

*2 DX (Digital Transformation : デジタル技術による生活やビジネスの変革)

*3 R&D (Research and Development : 研究開発)

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役小井澤和明氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の上程にあたっては、手続の公平性・透明性を確保するため、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
うえの ようすけ 上野 洋介 1965年7月28日 新任	1988年4月 当社入社 2015年4月 当社経理部長 2019年3月 当社執行役員 経理部長（現任）	400株
【監査役候補者とした理由】 主に経理部門において豊富な業務経験を有し、2019年3月から当社執行役員として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に対する監査・監督に活かすため、監査役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1.上野洋介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告（4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要）に記載のとおりです。上野洋介氏の選任がご承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3.上野洋介氏の選任がご承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

以上

1. 会社の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当期の我が国経済は、景気の緩やかな持ち直しが見られ、先行きについては、景気が持ち直していくことが期待されていますが、世界的な金融引き締め等が続くなか、海外景気の下振れや物価上昇、金融資本市場の変動の影響や中国における新型コロナウイルスの感染動向に十分注意する必要があります。

エネルギー業界におきましては、世界的なエネルギー需給のひっ迫に加え、ウクライナ情勢の悪化が混迷を招き、LNG価格の高騰が一過性のものととどまらない状況にあります。さらに、為替が30年ぶりの円安ドル高水準で推移したことで輸入価格が上昇したことにより、国民の負担となっているばかりでなく、エネルギー事業者にとっても大変厳しい環境が続いております。

このような状況のなか、当社は「長期経営ビジョン2030」「中期経営計画2022-2024」を策定し、2030年のありたい姿である「“つぎの“うれしい!”」をご提供することで、お客さまの“期待を超える”存在となる」の実現に向け、「低炭素・脱炭素社会への貢献」「総合生活産業事業者への進化」「安全・安心の取り組みの強化」「経営基盤の強化」を四つの重点戦略として着実に取り組んでまいりました。

「低炭素・脱炭素社会への貢献」として、持続可能な社会を実現するために、新たに「カーボンニュートラルチャレンジ2050」を策定し、オール京葉ガスが一体となり、2050年のカーボンニュートラルに向けて「お客さま先における取り組み」「脱炭素への手法・新技術等の取り組み」「自社・グループ会社・取引先の取り組み」の3つの“Challenge”を宣言しました。「お客さま先における取り組み」として、「カーボンニュートラル都市ガス」「非化石価値付電気料金プラン」を提供するとともに、国内法にも対応した「Jクレジット」を活用し、お客さまのエネルギー使用に伴うCO₂の削減等に取り組んでまいりました。

「総合生活産業事業者への進化」として、お客さまにとっての“暮らしのかかりつけ”を担うため、新たに害虫・害獣駆除サービス「くじょサポ」、防災備蓄品サポートサービス「そなサポ」を開始し、さらに多くのお客さまへ新しい価値をお届けしました。

「安全・安心の取り組みの強化」として、2024年のスマートメーター導入に向けた検討や、地震に強い導管ネットワークの構築など、保安・工事の高度化、首都直下地震や激甚化・多発化する自然災害へのレジリエンスの強化に向けて取り組むとともに、将来にわたり天然ガスを安定的に供給し、天然ガスを普及拡大するため「なのはなパイプライン」を建設し、2022年6月より運用を開始しました。

「経営基盤の強化」として、市川工場跡地の開発のコンセプトを「中高層都市型住宅を中心とした、うるおいある緑豊かな街づくり」と定め、開発事業を進めています。また、CXの向上

およびDXの推進に関し、具体的な取り組みを明確化した「CX・DX戦略」を策定・公表し、具体的な取り組みとして、4年に一度のガスもれ検査とガス機器調査の内容をお客さまにわかりやすくご紹介する動画を公開しました。

以下、これらをはじめとする事業活動による当期の成果につきまして、ご報告いたします。

■ ガ ス

当期末における取付ガスメーター数は、前期末に比べ7,542件、0.8%増加の976,379件となりました。

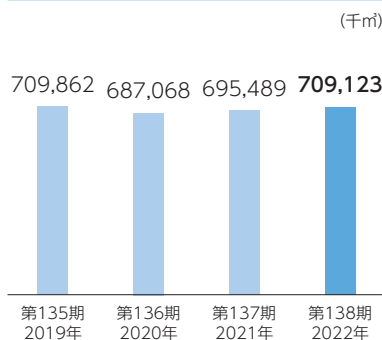
また、当期におけるガス販売量は、前期に比べ2.0%増加の709,123千 m^3 となりました。

ガス販売量を用途別に見ますと、家庭用につきましては、7月以降の気温や水温が前期に比べ高めに推移した影響などにより、前期に比べ1.1%減少の305,470千 m^3 となりました。

また、業務用のガス販売量につきましては、お客さま設備の稼働が前期と比べて改善したことなどにより、前期に比べ4.4%増加の403,652千 m^3 となりました。

ガス事業の売上高につきましては、原料費調整制度による販売単価の上方調整などにより、前期に比べ36.8%増加の919億22百万円となりました。

ガス販売量



■ 電 力

電力小売事業の売上高は、販売量の増加や燃料費調整による販売単価の上方調整などにより、前期に比べ42.3%増加の150億22百万円となりました。

■ 受注工事

受注工事の売上高は、前期に比べ11.4%増加の35億31百万円となりました。

■ その 他

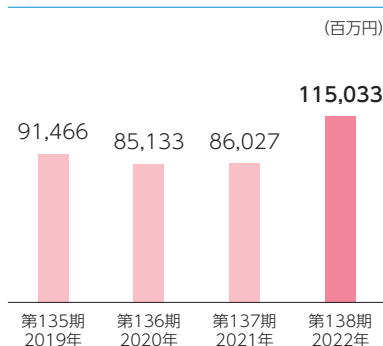
その他の事業の売上高は、前期に比べ10.9%減少の45億57百万円となりました。

以上の結果、当期の売上高につきましては、前期に比べ33.7%増加の1,150億33百万円となりました。

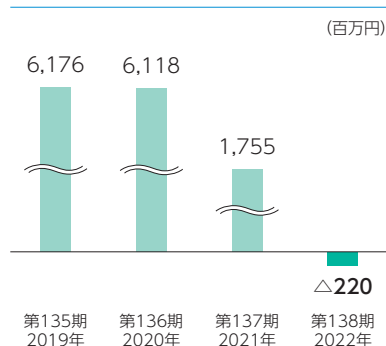
一方、費用につきましては、LNG等の原料価格上昇の影響でガス原材料費が増加したことや卸電力取引市場の価格高騰の影響で電力小売事業における購入電力料が増加したことなどにより、営業費用は前期に比べ36.2%増加となりました。

この結果、営業損益は前期に比べ17億49百万円減少の7億92百万円の損失、経常損益は19億76百万円減少の2億20百万円の損失、当期純損益は15億96百万円減少の3億15百万円の損失となりました。

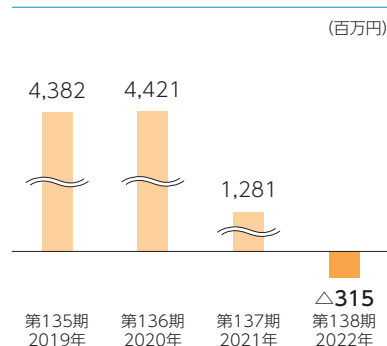
売上高



経常損益



当期純損益



② 設備投資等の状況

当期中における設備投資等の総額は、124億2百万円となりました。

その主な内容は、供給基盤の強靱化に向けた導管設備投資などです。

③ 資金調達の状況

長期借入金として125億円を借入れました。

そのうちの一部は、環境改善効果のある事業に係る資金調達を行うための方針である「グリーンファイナンス・フレームワーク」に基づく、グリーンローンによるものとなります。

4 対処すべき課題

私たちエネルギー関連事業者は、お客さま獲得競争が激化するなかで、世界的なエネルギー価格の高騰に加え、急激な円安や物価上昇に直面しております。また、脱炭素化への取り組みの加速など、これまでにない厳しい状況におかれています。一方で、新型コロナウイルス感染症については、ウィズコロナが進展しつつあるものの、引き続き感染動向に十分注意する必要があります。

こうした状況のなか、当社は「長期経営ビジョン2030」「中期経営計画2022-2024」で定めた2030年のありたい姿「“つぎの「うれしい!”””をご提供することで、お客さまの“期待を超える”存在となる」の実現に向け、引き続き四つの重点戦略「低炭素・脱炭素社会への貢献」「総合生活産業事業者への進化」「安全・安心の取り組みの強化」「経営基盤の強化」に取り組んでまいります。

一つ目の「低炭素・脱炭素社会への貢献」では、再生可能エネルギー電源の開発を進めるとともに、カーボンニュートラル都市ガスの供給拡大や天然ガスシフト等によりお客さま先でのCO₂排出量削減などに取り組むほか、事業活動におけるペーパーレス化・電子化を一層推進し、カーボンニュートラルに貢献します。

二つ目の「総合生活産業事業者への進化」では、お客さまにとっての“くらしのかかりつけ”を担うために、お客さま視点に基づいたさまざまな商品・サービスを通じて、さらに多くのお客さまへ新しい価値をお届けしてまいります。

三つ目の「安全・安心の取り組みの強化」では、保安・工事の高度化、首都直下地震や激甚化・多発化する自然災害へのレジリエンスの強化に向けて取り組みます。

四つ目の「経営基盤の強化」では、CX・DX戦略に基づきCXとDXを一体で推進し、お客さまに“新しい価値”をお届けするとともに、市川工場跡地開発事業をはじめとしたオール京葉ガスの保有資産を活用し、地域と一体となった緑豊かな街づくりや、さらなる地域活性化の貢献に取り組めます。

以上のようにオール京葉ガスが一体となり、さらに多くのお客さまへ新しい価値を提供できるよう、引き続き果敢に挑戦・まい進してまいります。

昨年4月、東京証券取引所における上場市場が再編されました。現在、当社は再編に伴い設定された上場維持基準の達成に向けて、企業価値の向上とガバナンスの高度化に取り組んでおります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

⑤ 財産および損益の状況の推移

区 分	第135期 2019年	第136期 2020年	第137期 2021年	第138期 2022年
売 上 高 (百万円)	91,466	85,133	86,027	115,033
経常利益または 経常損失 (△) (百万円)	6,176	6,118	1,755	△220
当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	4,382	4,421	1,281	△315
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	402.27	405.90	117.63	△28.95
総 資 産 (百万円)	101,585	108,317	116,850	132,617
純 資 産 (百万円)	68,074	70,944	71,704	73,459

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第138期(2022年度)の期首から適用しており、第138期(2022年度)の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

⑥ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
京葉ガス不動産株式会社	90 百万円	100.0 %	不動産の賃貸・仲介
京葉ガスカスタマーサービス株式会社	30	100.0	ガスメーターの受託検針
京和ガス株式会社	80	50.6	都市ガスの供給および販売

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であり、持分法適用関連会社は3社であります。

当連結会計年度における売上高は前期に比べ32.4%増加の1,187億57百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ87.4%減少の2億19百万円となりました。

7 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

都市ガスの製造、供給および販売
ガス工事の施工
ガス機器の販売
電力の販売

8 主要な営業所および工場 (2022年12月31日現在)

本社所在地 千葉県市川市市川南二丁目8番8号
事務所所在地 千葉県市川市、船橋市、松戸市、柏市、我孫子市
製造所所在地 千葉県千葉市中央区
供給所所在地 千葉県松戸市、柏市、浦安市、白井市

9 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
759名 (前期末比増減 -11名)	44.0歳	20.3年

(注) 上記の従業員数は常勤の就業人員数であり、出向者および臨時従業員を含んでおりません。

10 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	12,548 百万円
株式会社千葉興業銀行	6,560
株式会社みずほ銀行	6,521
みずほ信託銀行株式会社	3,484

2. 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,893,231株 (自己株式41,769株を除く。)
- ③ 株主数 1,444名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社南悠商事	3,300 千株	30.29 %
株式会社ケイハイ	968	8.89
京葉住設株式会社	600	5.51
株式会社千葉興業銀行	525	4.82
光通信株式会社	435	4.00
京葉ガスエナジーソリューション株式会社	433	3.98
京葉ガスリキッド株式会社	348	3.20
損害保険ジャパン株式会社	290	2.67
京葉都市開発株式会社	255	2.34
京葉ガス情報システム株式会社	223	2.05

(注) 持株比率は自己株式 (41,769株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等 (2022年12月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	菊池 節	株式会社南悠商社代表取締役社長、パウダーテック株式会社代表取締役会長、公益財団法人菊池美術財団理事長
代表取締役社長 社長執行役員	羽生 弘	社務全般、内部統制室管掌
取締役 常務執行役員	江口 孝	総務部・人事部・経理部・エリア開発部管掌
取締役 常務執行役員	船木 隆志	供給本部長、情報システム部管掌
取締役 常務執行役員	古市 聖一	営業本部長、営業企画部長
取締役 常務執行役員	久能 剛一	企画部・資材部・事業開発室管掌、企画部長、 なのはなパイプライン株式会社代表取締役副社長
取締役 (社外取締役)	前川 渡	前川・伊藤法律事務所所長、株式会社アダストリア社外監査役
取締役 (社外取締役)	森 隆男	公認会計士森隆男事務所所長、青南監査法人代表社員、 パウダーテック株式会社社外取締役
常勤監査役	小井澤 和明	
常勤監査役	丸山 京治	
監査役 (社外監査役)	加賀見 俊夫	株式会社オリエンタルランド代表取締役会長 (兼) CEO、 株式会社ミリアルリゾートホテルズ取締役相談役、 株式会社テレビ東京ホールディングス社外監査役
監査役 (社外監査役)	青柳 俊一	株式会社千葉興業銀行代表取締役会長

- (注) 1. 取締役久能剛一氏は、2022年3月29日開催の第137期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任したものであります。
2. 監査役青柳俊一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役前川渡、取締役森隆男、監査役加賀見俊夫の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 上記以外に当事業年度中に在任した取締役は次のとおりであります。
- 取締役 山浦 信介 2022年3月29日退任 (任期満了)
- 取締役 大石 昇 2022年3月29日退任 (任期満了)

5. 当社は経営の意思決定の迅速化、業務遂行に対する監督機能の強化および責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。2022年12月31日現在の体制は次のとおりであります。

社長執行役員	羽 生 弘	社務全般、内部統制室管掌
常務執行役員	江 口 孝	総務部・人事部・経理部・エリア開発部管掌
常務執行役員	船 木 隆 志	供給本部長、情報システム部管掌
常務執行役員	古 市 聖 一	営業本部長、営業企画部長
常務執行役員	久 能 剛 一	企画部・資材部・事業開発室管掌、企画部長
執行役員	江 口 仁	京葉ガスカスタマーサービス株式会社代表取締役社長
執行役員	上 野 洋 介	経理部長
執行役員	石 井 俊 博	人事部長
執行役員	三 浦 一 棋	総務部長
執行役員	時 岡 宏 行	情報システム部長
執行役員	内 海 年 雄	供給企画部長
執行役員	金 杉 太 元	法人営業部長
執行役員	丹 羽 伸 一	お客さまサービス部長
執行役員	加 藤 宏	供給保安部長
執行役員	稲 垣 浩 一	リビング営業部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および監査役全員との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社ならびに当社の会社役員、執行役員、会計監査人、退任役員および役員相続人であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約により被保険者が職務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補いたします。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等については填補されないなど、一定の免責事由を定めております。

④ 取締役および監査役の報酬等

① 役員個人の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年12月28日開催の取締役会において、以下のとおり役員個人の報酬等の内容に係る決定方針の改定を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ております。

ア. 基本方針

当社の役員報酬は、持続的な成長と企業価値向上に資する体系とし、個々の役員の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

取締役・監査役の報酬は、固定報酬である月額報酬を基本報酬とし、執行役員を兼務する取締役の報酬については、一部を業績連動報酬とする。

イ. 基本報酬に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の報酬とし、役位、職責に応じて、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

ウ. 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、金銭による月例の報酬とし、単年度の業績結果を明確に反映させる観点から、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする。

エ. 報酬毎の割合に関する方針

執行役員を兼務する取締役の業績連動報酬の割合は、報酬総額（使用人兼務取締役の場合は、使用人としての報酬を含む）の20%程度とする。

オ. 報酬等の決定に関する方針

役員の報酬は、客観性・透明性を確保するため、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を踏まえ、株主総会で承認された報酬金額の範囲内において、取締役についてはその職位に応じた報酬額を取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定する。

取締役会は、当事業年度に係る役員個人の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、また、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は2019年3月27日開催の第134期定時株主総会において、取締役の報酬額を月額2,200万円以内（うち、社外取締役分は月額100万円以内）、監査役の報酬額を月額400万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役2名）、監査役の員数は4名であります。

③ 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	205	174	30	8
監査役（社外監査役を除く）	29	29	-	2
社外取締役	7	7	-	2
社外監査役	7	7	-	2

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績連動報酬は、単年度の業績結果を明確に反映させる観点から親会社株主に帰属する当期純利益を指標としており、当事業年度における業績連動報酬の算定に使用したその実績は49億26百万円（第136期）および17億35百万円（第137期）であります。なお、業績連動報酬部分は役職位別の基準報酬額に親会社株主に帰属する当期純利益を指標とした係数を乗じることで算定しております。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年3月27日開催の第134期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金として19百万円（取締役1名に対し19百万円）を支払っております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

また、当社は2019年3月27日開催の第134期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、同定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

① 取締役 前川 渡

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、前川・伊藤法律事務所へ法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役として中立かつ客観的な視点から職務を遂行するとともに、当期に開催された取締役会12回中11回に出席し、必要に応じ、弁護士としての経験や見識に基づいた発言を行うなど、当社の経営に対する助言、監督などの適切な役割を果たしております。

また、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の委員として、当期に開催された委員会2回中2回に出席し、中立かつ客観的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。

② 取締役 森 隆 男

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、パウダーテック株式会社への都市ガスの供給・販売等を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役として中立かつ客観的な視点から職務を遂行するとともに、当期に開催された取締役会12回中12回に出席し、必要に応じ、公認会計士および税理士としての経験や見識に基づいた発言を行うなど、当社の経営に対する助言、監督などの適切な役割を果たしております。

また、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の委員として、当期に開催された委員会2回中2回に出席し、中立かつ客観的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。

③ 監査役 加賀見 俊 夫

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、株式会社オリエンタルランドおよび株式会社ミリアルリゾートホテルズへの都市ガスの供給・販売等を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役と連携を図りつつ、社外監査役として中立かつ客観的な視点から監査を実施するとともに、当期に開催された取締役会12回中12回、監査役会4回中4回に出席し、必要に応じ、企業の経営者としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

④ 監査役 青 柳 俊 一

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、株式会社千葉興業銀行から資金の借入れ等を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役と連携を図りつつ、社外監査役として中立かつ客観的な視点から監査を実施するとともに、当期に開催された取締役会12回中11回、監査役会4回中3回に出席し、必要に応じ、企業の経営者としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

東邦監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	28	0
連結子会社	-	0
計	28	0

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、取締役から算定根拠の説明を受けたほか、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるガス事業会計規則による託送収支計算書等の証明業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備にかかわる当社取締役会決議の内容は次の通りであります。

[取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制]

- (1) 代表取締役は、法令、定款および社会倫理に合致した企業倫理を遵守した事業活動が企業の存続・発展のために不可欠であることを自らが常に念頭に置いて業務を執行するとともに、全ての取締役・従業員に対してその重要性について継続的に周知徹底を図る。
- (2) 取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化する。
- (3) 代表取締役および取締役は、「企業行動基準」を遵守した職務の執行がコンプライアンス確立のための基盤となるとの認識に基づき、自らこれを率先垂範し、また、従業員がこれを継続的に実践するための体制として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確保のための重要な方針ならびに諸施策の実施に関する事項等の審議や報告を行い、施策を定期的実施する。
- (4) 法令等を遵守した職務の執行をサポートするための部署を設置するとともに、コンプライアンス上の問題について社内または外部の内部通報窓口に通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、取締役および従業員のコンプライアンス違反を未然に防止する。
- (5) 社長直轄の内部監査部署が法令等の遵守状況、職務の執行に係る適正性・有効性等の監査を定期的に行うとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- (6) 市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の経済活動の障害となる活動を行う反社会的勢力から違法または不当な要求があった場合は、毅然とした態度で一切これを排除する。

[取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制]

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款および社内規程に基づき、確実かつ適正に記録し、総務部長の責任の下、これらを保存および管理する。
- (2) 前項の記録は、取締役および監査役は常時閲覧できるものとし、そのために適切な方法により保存および管理を行う。

[損失の危険の管理に関する規程その他の体制]

- (1) 当社の事業活動において生じる可能性のある様々なリスクに適切に対応するため、経営計画の策定にあたってこれらを総合的に評価し、各リスクに係る施策を決定し、遂行する。
- (2) 当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、その発生を防止し、または、発生時における迅速かつ適切な対応を行うため、社長、役付執行役員または各本部長を担当する執行役員を最高責任者とする管理体制を構築し、必要な施策を講じる。また、その他のリスクについては、それぞれについて規程・マニュアル等を整備し、また、必要な施策を講じることにより、これを管理する。

[取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]

- (1) お客さま視点を根幹とした「経営理念」が当社の経営の拠り所であり、全ての業務遂行にあたって最も重要な判断指針であることを全ての取締役および従業員に浸透させることにより、取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行われることを確保する。
- (2) 原則として毎月1回、取締役会を開催し、経営の基本方針、業務執行に関する重要事項および会社法で定められた事項について審議および報告を行うことにより、取締役の効率的かつ適法な職務の執行を確保する。
- (3) 原則として毎週1回、執行役員会を常勤監査役も出席のもとで開催し、主要な業務執行にかかわる協議・報告を行うことにより、効率的かつ適切な業務執行が行われることを確保する。
- (4) 継続的な成長を遂げるための戦略および目標を定めた「中期経営計画」を策定し、また、これを確実に達成するために必要となる施策を盛り込んだ「年次計画」を策定することにより、具体的な職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (5) 日常の業務執行については、社内規程により、その権限を適正に配分し、また、そのルールを遵守した処理を行うことにより、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保する。

[当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制]

- (1) 子会社については、自主性を尊重した経営を行わせる一方、役員として当社の役員または従業員を派遣することなどを通じて子会社の取締役の職務執行を監視・監督することにより、子会社における業務の適正を確保する。

- (2) 子会社における重要な業務執行の決定にあたり、「子会社管理規程」に基づき、当社への報告を行うことなどを通じて、子会社における業務の適正を確保する。
- (3) 子会社におけるコンプライアンス上の問題について、子会社の役員および従業員が当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、子会社における業務の適正を確保する。
- (4) 子会社のコンプライアンスの推進を効果的に実施するため、当社の社長および子会社等の代表者をメンバーとする「コンプライアンス協議会」を設置するとともに、当社のコンプライアンス担当部署が子会社のコンプライアンスの推進を支援する。

[監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項]

- (1) 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助するための組織として、取締役から独立した「監査役室」を設置し、また、専従スタッフを配置する。
- (2) 監査役室のスタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの人事考課は監査役の意見に基づき行い、また、人事異動等に関しては監査役と協議の上実施する。
- (3) 当該スタッフは、専ら監査役の指揮命令を受け、監査役の職務の補助を行う。

[取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制]

- (1) 監査役は、取締役会への出席を通じて取締役からの報告を受けるほか、常勤監査役は、執行役員会および重要な会議への出席、決裁書その他職務の執行に関する重要書類を閲覧し、また、何時でも必要に応じて取締役および従業員に対して説明や報告を求められることができる。
- (2) 取締役および従業員は、その職務の執行状況やその他監査役の監査に必要な事項の説明や報告を監査役から求められた場合、これに適切に対応する。
- (3) 当社の取締役および従業員ならびに子会社の役員および従業員から当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談されたコンプライアンス上の問題は、内部通報窓口を所管する部署から当社の監査役へ適時・適切に報告する。なお、当該通報・相談をした者に対し、当該通報・相談をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

[その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制]

- (1) 社長と監査役は、定期的な意見交換の場を持つことなどにより、相互の意思疎通を図る。
- (2) 監査計画に基づく監査役の往査・調査の実施にあたっては、対象部署および子会社は、適切な資料の準備・提供や適切な回答を行うことなどにより、実効性のあるものとなるよう十分な対応を行う。
- (3) 監査役が、会計監査人、内部監査部署と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。
- (4) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次の通りであります。

- ・取締役会を年12回開催し、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の審議・報告を行いました。
- ・社外取締役の選任により、取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化いたしました。
- ・「コンプライアンス委員会」を年1回、「コンプライアンス協議会」を年1回開催するとともに、内部通報制度の窓口として「コンプライアンスホットライン窓口」を総務部および社外の法律事務所に設置し、当社および子会社におけるコンプライアンス違反の防止に取り組みました。
- ・内部統制室が社内全部署を対象とした内部監査を実施し、法令等の遵守状況、職務の遂行に係る適正性・有効性等の確認を行いました。また、金融商品取引法等の法令に準拠し財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。
- ・監査役会を年4回開催し、監査方針・監査計画の協議や監査状況の報告等を行うとともに、取締役会等の重要な会議への出席や社長との定期的な意見交換などにより、取締役の職務の執行が法令および定款に適合していることの確認を行いました。
- ・監査役は会計監査人および内部統制室と連携し、社内の全部署の監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことにより、当社および子会社における職務の執行に関する適法性の確認を行いました。

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		
固定資産		104,242
有形固定資産		70,069
製造設備		2,602
供給設備		46,130
業務設備		17,644
附帯事業設備		2,666
建設仮勘定		1,025
無形固定資産		3,694
借地権		54
ソフトウェア		3,600
その他無形固定資産		39
投資その他の資産		30,477
投資有価証券		14,846
関係会社投資		1,771
社内長期貸付金		86
関係会社長期貸付金		11,251
出資		0
長期前払費用		312
繰延税金資産		1,502
その他投資資金		707
貸倒引当金		△1
流動資産		28,375
現金及び預金		9,824
受取手形		9
売掛金		13,302
関係会社売掛金		658
未収入金		1,155
製品		43
原材料		277
貯蔵品		663
前払金		1,177
前払費用		149
関係会社短期債権		134
その他流動資産		1,026
貸倒引当金		△46
資産合計		132,617

(負債の部)		
固定負債		34,600
社債		868
長期借入金		27,076
退職給付引当金		4,904
ガスホルダー修繕引当金		488
器具保証引当金		660
その他固定負債		602
流動負債		24,556
1年以内に期限到来の固定負債		2,341
買掛金		9,896
未払金		3,710
未払費用		3,363
未払法人税等		72
前受金		831
預り金		570
関係会社短期債務		1,103
社内預り金		2,633
その他流動負債		34
負債合計		59,157
(純資産の部)		
株主資本		69,294
資本金		2,754
資本金		2,754
資本剰余金		36
資本準備金		36
利益剰余金		66,602
利益準備金		688
その他利益剰余金		65,914
固定資産圧縮積立金		252
別途積立金		64,980
繰越利益剰余金		681
自己株式		△99
自己株式		△99
評価・換算差額等		4,165
その他有価証券評価差額金		4,165
その他有価証券評価差額金		4,165
純資産合計		73,459
負債・純資産合計		132,617

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

費 用		収 益	
売上原価	58,988	ガス事業売上高	91,922
期首たな卸高	21	ガス売上	91,301
当期製品製造原価	17,897	託送供給収益	254
当期製品仕入高	41,152	事業者間精算収益	365
当期製品自家使用高	40		
期末たな卸高	43		
(売上総利益)	(32,933)	営業雑収益	7,606
供給販売費	28,347	受注工事収益	3,531
一般管理費	5,156	その他営業雑収益	4,074
(事業損失)	(570)	附帯事業収益	15,504
営業雑費用	7,023		
受注工事費用	3,447	営業外収益	816
その他営業雑費用	3,576	受取利息	201
附帯事業費用	16,309	受取配当金	307
(営業損失)	(792)	受取賃貸料	207
営業外費用	245	雑収入	100
支払利息	133		
匿名組合投資損失	81	特別利益	81
雑支出	30	固定資産売却益	81
(経常損失)	(220)		
特別損失	242		
投資有価証券評価損	157		
退職給付制度改定損	85		
(税引前当期純損失)	(381)		
法人税等	5		
法人税等調整額	△71		
当期純損失	315		
合 計	115,931	合 計	115,931

株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自 株	己 式	株 資 合	主 本 計	
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金	剰 余 金				利 剰 余 金					益 剰 余 金
		資 準 備	本 金	資 剰 余 金 計		その他利益剰余金									
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 金	繰 上 金						
当 期 首 残 高	2,754	36	36	688	218	64,380	1,718	67,005	△ 99	69,697					
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額							593	593		593			593		
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,754	36	36	688	218	64,380	2,311	67,599	△99	70,290					
当 期 変 動 額															
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立						39		△39							
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△5		5							
別 途 積 立 金 の 積 立							600	△600							
剰 余 金 の 配 当								△680	△680				△680		
当 期 純 損 失								△315	△315				△315		
自己株式の取得											△0		△0		
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)															
当 期 変 動 額 合 計						34	600	△1,630	△996	△0	△996				
当 期 末 残 高	2,754	36	36	688	252	64,980	681	66,602	△99	69,294					

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,007	2,007	71,704
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			593
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,007	2,007	72,298
当 期 変 動 額			
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立			
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			
別 途 積 立 金 の 積 立			
剰 余 金 の 配 当			△680
当 期 純 損 失			△315
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	2,157	2,157	2,157
当 期 変 動 額 合 計	2,157	2,157	1,161
当 期 末 残 高	4,165	4,165	73,459

個別注記表 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっている。なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するとともに、出資金を加減する処理を行っている。

棚卸資産（製品、原料、貯蔵品）の評価は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は定率法によっている。ただし、1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっている。

無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。また、数理計算上の差異についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、翌期から費用処理することとしている。

ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備

えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上している。

器具保証引当金は、販売器具の保証期間内のメンテナンス費用の支出に備えるため、見積額を計上している。

固定資産除却損失引当金は、市川工場の廃止に伴う除却損及び撤去費用の発生に備えるため、見積額を計上している。

(追加情報)

固定資産除却損失引当金は、撤去工事が完了したため、当事業年度において引当金残高を全額取り崩している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

① ガス事業

ガス事業に関しては主に都市ガスの供給・販売を行っている。都市ガスの供給・販売については、ガス事業会計規則に基づき、検針日基準により収益を認識している。

② 電力小売事業

電力小売事業に関しては主に電力の販売を行っている。電力の販売については、顧客に引き渡した時点で収益を認識している。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。これによる主な変更点は次のとおりである。

・ 電力小売に係る収益認識

電力小売収益に関して、従来は毎月の検針による使用量の計量に基づき収益を認識していたが、決算月の検針日から決算日まで生じた収益を見積って認識する方法に変更している。また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、従来は収益として認識していたが、第三者のために回収する金額に該当することから収益として認識しない方法に変更し、再

生可能エネルギー買取に伴い収受する再エネ特措法交付金についても従来は収益として認識していたが、費用から控除する方法に変更している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、当事業年度の売上高は1,328百万円減少し、売上原価は1,621百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ293百万円増加している。また、利益剰余金の当期首残高は593百万円増加している。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、計算書類に与える影響はない。

3. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載している。

4. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において独立掲記していた「流動資産」の「受注工事勘定」（当事業年度647百万円）については、重要性が乏しくなったため、当事業年度は「その他流動資産」に含めて表示している。

5. 会計上の見積りに関する注記

退職給付引当金

①当事業年度の貸借対照表に計上した金額 4,904百万円

②その他の情報

a.算出方法

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、翌事業年度から費用処理することとしている。

b.主要な仮定

退職給付債務及び退職給付費用の算定にあたり、割引率や期待運用収益率等の数理計算上の仮定を用いている。

c.翌期の計算書類に与える影響

実際の数理計算結果が前提条件と異なる場合、将来の退職給付債務及び退職給付費用の金額に影響を与える可能性がある。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 228,584百万円

無形固定資産の減価償却累計額 10,555百万円

(2) 保証債務

借入金保証 106百万円

工事履行保証（連帯保証） 78百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

4,264百万円

仕入高

7,122百万円

営業取引以外の取引高

343百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末日における自己株式数

普通株式

41,769株

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生主な原因

退職給付引当金

1,373百万円

繰越欠損金

478百万円

減価償却費

444百万円

その他

749百万円

繰延税金資産合計

3,045百万円

(2) 繰延税金負債の発生主な原因

その他有価証券評価差額金

1,444百万円

その他

98百万円

繰延税金負債合計

1,542百万円

繰延税金資産の純額

1,502百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	なのはなパイライン(株)	(所有) 直接50.0%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付	2,412	関係会社 長期貸付金	11,171
				資金の回収	446		
				利息の受取	199	関係会社 短期債権	38

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

なのはなパイプライン㈱との取引は、市場金利等を勘案して、合理的に貸付条件を決定している。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	6,743.60円
1株当たり当期純損失	28.95円

12. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	112,501	固定負債	32,174
有形固定資産	77,731	社債	868
製造設備	2,602	長期借入金	27,085
供給設備	48,313	役員退職慰労引当金	48
業務設備	18,002	ガスホルダー修繕引当金	499
その他の設備	7,690	器具保証引当金	660
建設仮勘定	1,122	退職給付に係る負債	1,614
無形固定資産	3,652	その他固定負債	1,397
その他無形固定資産	3,652	流動負債	25,767
投資その他の資産	31,117	1年以内に期限到来の固定負債	2,474
投資有価証券	18,270	支払手形及び買掛金	10,275
長期貸付金	11,338	未払法人税等	253
繰延税金資産	368	その他流動負債	12,763
その他投資	1,142	負債合計	57,942
貸倒引当金	△1	(純資産の部)	
流動資産	34,962	株主資本	80,066
現金及び預金	16,118	資本金	2,754
受取手形、売掛金及び契約資産	14,139	資本剰余金	36
商品及び製品	44	利益剰余金	77,546
仕掛品	692	自己株式	△271
原材料及び貯蔵品	987	その他の包括利益累計額	6,810
その他流動資産	3,031	その他有価証券評価差額金	4,212
貸倒引当金	△50	退職給付に係る調整累計額	2,597
資産合計	147,464	非支配株主持分	2,645
		純資産合計	89,521
		負債・純資産合計	147,464

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

費用		収益	
売上原価	83,795	売上高	118,757
(売上総利益)	(34,962)		
供給販売費	29,409		
一般管理費	5,513		
(営業利益)	(39)		
営業外費用	258	営業外収益	945
支払利息	137	受取利息	162
匿名組合投資損失	81	受取配当金	280
雑支出	40	受取賃貸料	153
		持分法による投資利益	138
		雑収入	209
(経常利益)	(726)		
特別損失	242	特別利益	65
投資有価証券評価損	157	固定資産売却益	65
退職給付制度改定損	85		
(税金等調整前当期純利益)	(548)		
法人税、住民税及び事業税	338		
法人税等調整額	△87		
(当期純利益)	(297)		
非支配株主に帰属する当期純利益	78		
親会社株主に帰属する当期純利益	219		
合計	119,768	合計	119,768

連結株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,754	36	77,415	△ 271	79,934
会計方針の変更による 累積的影響額			593		593
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,754	36	78,008	△271	80,527
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△680		△680
親会社株主に帰属する 当期純利益			219		219
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計			△461	△0	△461
当 期 末 残 高	2,754	36	77,546	△271	80,066

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,038	872	2,911	2,580	85,426
会計方針の変更による 累積的影響額					593
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,038	872	2,911	2,580	86,019
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△680
親会社株主に帰属する 当期純利益					219
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,174	1,724	3,899	65	3,964
当 期 変 動 額 合 計	2,174	1,724	3,899	65	3,502
当 期 末 残 高	4,212	2,597	6,810	2,645	89,521

連結注記表 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

京葉ガス不動産(株)

京葉ガスカスタマーサービス(株)

京和ガス(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

京和住設(株)

(株)道の駅しょうなん

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いている。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

京葉住設(株)

京葉ガス情報システム(株)

なのはなパイプライン(株)

(2) 非連結子会社は、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外している。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却

原価は移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっている。なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するとともに、出資金を加減する処理を行っている。

棚卸資産(製品、原料、貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は定率法によっている。ただし、1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっている。

無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社において、役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上している。

器具保証引当金は、販売器具の保証期間内のメンテナンス費用の支出に備えるため、見積額を計上している。

固定資産除却損失引当金は、当社市川工場の廃止に伴う除却損及び撤去費用の発生に備えるため、見積額を計上している。

(追加情報)

固定資産除却損失引当金は、撤去工事が完了したため、当連結会計年度において引当金残高を全額取り崩している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりである。

① ガス事業

ガス事業に関しては主に都市ガスの供給・販売を行っている。都市ガスの供給・販

売については、ガス事業会計規則に基づき、検針日基準により収益を認識している。

② 電力小売事業

電力小売事業に関しては主に電力の販売を行っている。電力の販売については、顧客に引き渡した時点で収益を認識している。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務債務についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。これによる主な変更点は次のとおりである。

・ 電力小売に係る収益認識

電力小売収益に関して、従来は毎月の検針による使用量の計量に基づき収益を認識していたが、決算月の検針日から決算日まで生じた収益を見積って認識する方法に変更している。また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、従来は収益として認識していたが、第三者のために回収する金額に該当することから収益として認識しない方法に変更し、再生可能エネルギー買取に伴い収受する再エネ特措法交付金についても従来は収益として認識していたが、費用から控除する方法に変更している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,332百万円減少し、売上原価は1,626百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ293百万円増加している。また、利益剰余金の当期首残高は593百万円増加している。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示している。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、連結計算書類に与える影響はない。

【収益認識に関する注記】

1. 収益の分解

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	ガス	電力小売	不動産	計		
ガス	93,570	-	-	93,570	-	93,570
電力小売	-	15,020	-	15,020	-	15,020
その他	-	-	-	-	8,674	8,674
顧客との契約から生じる収益	93,570	15,020	-	108,591	8,674	117,265
その他の収益	-	-	1,118	1,118	373	1,492
外部顧客との売上高	93,570	15,020	1,118	109,709	9,047	118,757

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載している。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,682	13,003
契約資産	820	1,117
契約負債	1,181	973

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略している。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はない。

【表示方法の変更に関する注記】

1. 連結損益計算書

前連結会計年度において独立掲記していた「営業外費用」の「固定資産除却費」（前連結会計年度19百万円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「雑支出」に含めて表示している。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 退職給付に係る負債の算定

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額 1,614百万円

(2) その他の情報

①算出方法

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 4. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 退職給付に係る会計処理の方法」に記載している。

②主要な仮定

退職給付債務及び退職給付費用の算定にあたり、割引率や期待運用収益率等の数理計算上の仮定を用いている。

③翌期の連結計算書類に与える影響

実際の数理計算結果が前提条件と異なる場合、将来の退職給付債務及び退職給付費用の金額に影響を与える可能性がある。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保資産

担保に供している資産	その他の設備	2,220百万円
担保に係る債務	長期借入金	9百万円
	1年以内に期限到来の固定負債	97百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 246,196百万円

3. 無形固定資産の減価償却累計額 10,552百万円

4. 保証債務

工事履行保証（連帯保証）	78百万円
--------------	-------

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 10,935,000株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①2022年3月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議している。

株式の種類	普通株式
配当金総額	354百万円
1株当たり配当額	32.50円
基準日	2021年12月31日
効力発生日	2022年3月30日

②2022年7月28日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

株式の種類	普通株式
配当金総額	326百万円
1株当たり配当額	30.00円
基準日	2022年6月30日
効力発生日	2022年8月26日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023年3月29日開催の定時株主総会において、次のとおり提案している。

株式の種類	普通株式
配当金総額	326百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	30.00円
基準日	2022年12月31日
効力発生日	2023年 3月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については金融機関からの借入や社債発行により行っている。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは内部管理規程に沿ってリスク低減を図っている。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。また、主に関係会社に対し貸付を行っている。

社債及び借入金の使途は設備投資等に係る長期資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施し、リスクの低減を図っている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 投資有価証券 (*2)	11,785	11,785	-
(2) 長期貸付金	11,338	11,338	-
(3) 社債 (*3)	(934)	(898)	35
(4) 長期借入金 (*3)	(29,220)	(29,112)	107

- (※1) 負債に計上されているものについては、() で示している。
- (※2) 投資有価証券には、投資信託を含めていない。
- (※3) 社債及び長期借入金には、1年以内に返済予定のものを含めている。
- (注1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金は現金又は短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略している。
- (注2) 子会社及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額3,056百万円）並びに非上場株式等（連結貸借対照表計上額517百万円）は市場価格がないため、「(1)投資有価証券」には含めていない。
- (注3) 匿名組合出資金（連結貸借対照表計上額2,854百万円）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）に基づき、時価開示の対象としていない。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	11,610	175	-	11,785

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	11,338	-	11,338
社債	-	898	-	898
長期借入金	-	29,112	-	29,112

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。連結子会社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

② 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類している。

③ 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類している。

④ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類している。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定している。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県その他の地域において、賃貸用の物流倉庫等（土地を含む）を有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
14,005	29,266

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産

8,105.46円

2. 1株当たり当期純利益

20.45円

【その他の注記】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

独立監査人の監査報告書

2023年2月9日

京葉瓦斯株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小池 利秀
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	井上 靖秀
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	福井 俊之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京葉瓦斯株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年2月9日

京葉瓦斯株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小池 利秀
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	井上 靖秀
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	福井 俊之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京葉瓦斯株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京葉瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月14日

京葉瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 小井澤 和 明 ㊟

常勤監査役 丸 山 京 治 ㊟

社外監査役 青 柳 俊 一 ㊟

(注) 1. 社外監査役 加賀見俊夫は、2023年2月14日の監査役会（監査報告書作成の監査役会）をけがの療養のため欠席いたしましたので、本監査報告書に署名押印いたしておりません。なお、同監査役からは、事前に監査報告を受けており、その監査の方法と結果は上記の記載と同一であります。

以 上

〈× 毛 欄〉

TOPICS

トピックス

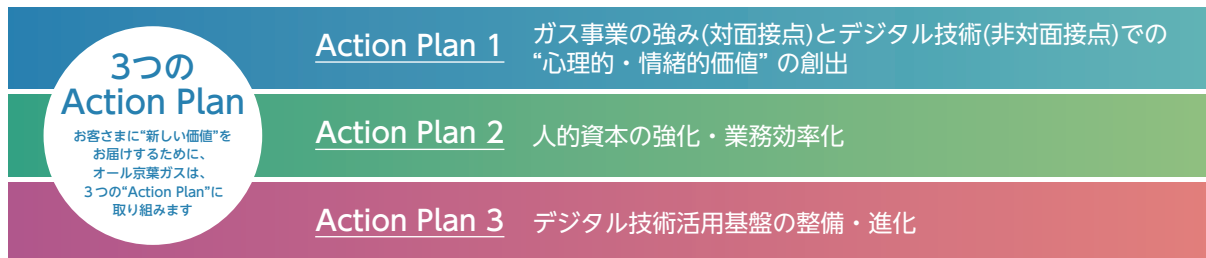
CX・DX戦略の策定

当社は、2030年のオール京葉ガスの“ありたい姿”の実現に向けて、重点課題として取り組む「CX^{※1}の向上およびDX^{※2}の推進」に関し、具体的な取り組みを明確化した「CX・DX戦略」を策定しました。これにより、CXとDXを一体で推進し、お客さまに“新しい価値”をお届けします。

※1：商品やサービスの選択・購入・利用・利用後など、お客さまが経験する一連の体験やその価値

※2：デジタル技術による生活やビジネスの変革

1. CX・DX戦略の概要



2. 各Action Planの概要

(1) Action Plan1

- ①「次回も京葉ガスに頼みたい」と思っていただけの体験を提供します。
 主な取り組み例) ・お客さまニーズへの即応体制の構築 ・お客さま対応力のレベルアップ
- ②多くのサービスをご利用いただくために、お客さまにお得とストレスフリーを提供します。
 主な取り組み例) ・お客さま還元の充実 ・WEBの利便性向上
- ③お客さまによりそい、パーソナライズされたサービスをお届けします。
 主な取り組み例) ・ブランド力の強化 ・データの活用

(2) Action Plan2

- ①人財を重要な資本と捉え、価値の最大化に向けた「人への投資」を強化します。
 主な取り組み例) ・従業員エンゲージメント^{*}の向上 ・人財戦略の策定とマインドチェンジ
※従業員の企業への信頼や企業に対する貢献意欲
- ②“新しい価値”を提供するためのリソースを生み出すために、働き方を変革します。
 主な取り組み例) ・徹底的な既存業務の見直し ・ペーパーレスの推進

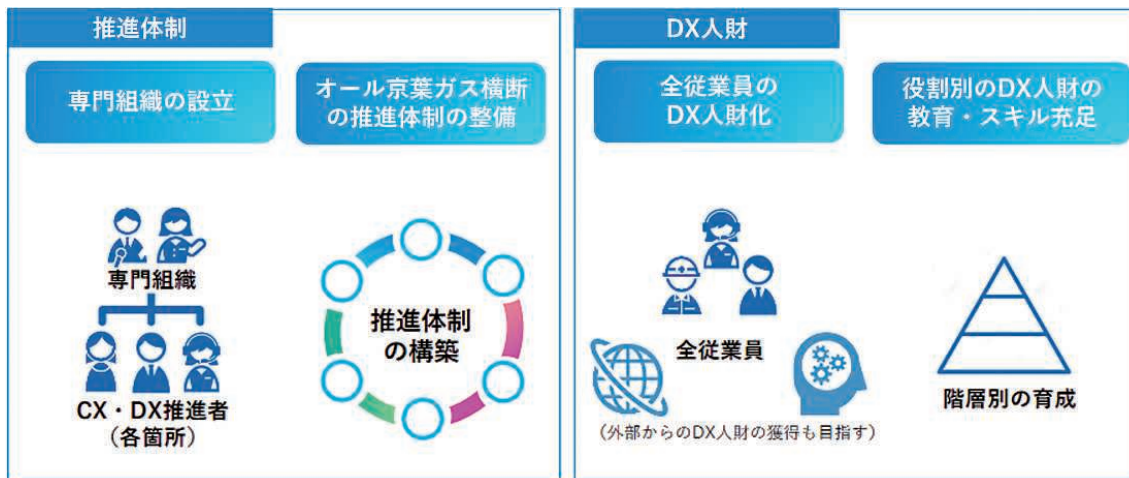
(3) Action Plan3

- ①多くのサービスを早期にお届けするために、デジタル基盤を整備・進化させます。
 主な取り組み例) ・基幹システムの刷新 ・新たなITインフラ環境の構築

3. 推進体制・DX人財の育成

- ・CX・DXを推進していくための体制を整備し、オール京葉ガスで取り組みを推進します。
- ・全従業員のDX人財*化に向けた人財戦略を策定し、役割に応じた教育を展開します。

※DX人財：デジタルツールを活用し既存業務の課題を解決できる人財



4. 成果指標

2030年までに、以下のとおり各成果指標の目標を達成します。

	項目	成果指標	目標値
ガス事業の強みとデジタル技術での“心理的・情緒的価値”の創出	お客さまの利便性向上	会員サイト登録件数	40万件
		生産性向上 <small>※ガス事業にかかわる一人当たりのお客さま件数 (取引ガスメーター数)</small>	30%向上 <small>※対2021年比</small>
人的資本の強化・業務効率化	人財の能力向上・業務効率化	ペーパーレス化 <small>※原則オール京葉ガスで完結する書類を対象</small>	2024年までに 50%削減 2027年までに 100%削減 <small>※対2021年比</small>
		デジタル技術の活用	DX投資額 60億円 <small>※2030年末までの累計</small>

くらしサポートサービスの拡充

防災備蓄品サポートサービス 「そなサポ」

期限をお知らせ
おいしく管理
京葉ガスのおまかせ防災



「そなサポ」は防災備蓄品を提供し、非常食についてはその賞味期限が近付いた場合に当社よりお知らせするサービスで、2022年8月22日より提供を開始いたしました。

くらしサポートサービスラインナップ



太陽光発電定額サービス
「そらサポ」



ガス機器まるごとサポート



ハウスクリーニング



警報器



害虫・害獣駆除サービス
「くじよサポ」



ホームセキュリティ

グリーンファイナンス・フレームワークの策定 およびグリーンローンによる資金調達の実施について

当社は、「カーボンニュートラルチャレンジ2050」等の目標の達成に向けた資金調達を行うため、グリーンファイナンス・フレームワーク^{*}を策定しました。

※第三者評価機関である株式会社日本格付研究所（以下：JCR）より、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」の最上位である「Green1(F)」の評価を取得

また、当社は本フレームワークに基づき、岩手県一関市のメガソーラー発電所（14.9MW）への出資を資金使途としたグリーンローンによる資金調達を行いました。



資源エネルギー庁の「省エネコミュニケーション・ランキング制度」において 都市ガス・電気の2部門で最高評価の五つ星を獲得

当社は、省エネに関する情報の提供を一層拡充し、低炭素・脱炭素社会やお客さまの豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。



省エネコミュニケーション
ランキング制度



新たなコーポレートPR動画の公開

当社は、2022年8月1日より、低・脱炭素社会実現に向けた取り組みに関する新たなコーポレートPR動画を、当社ホームページ・公式YouTubeチャンネル・公式Twitter等にて公開いたしました。本動画では、わたしたちオール京葉ガスの「持続可能な社会の実現に貢献したい」という想いをお伝えしておりますので、是非ご覧ください。



動画の視聴は
こちら



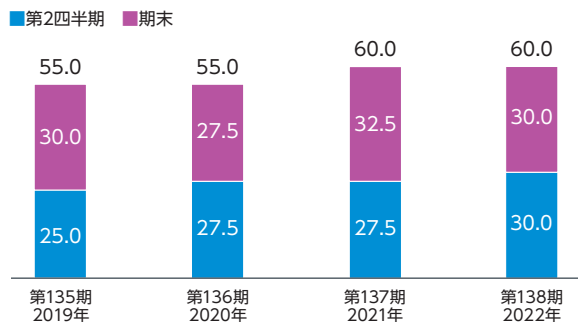
株主さまへのご案内

株式事務のご案内

決算日	12月31日
定時株主総会	3月
配当金受領 株主確定日	12月31日および中間配当金の支払いを行うときは6月30日
基準日	定時株主総会基準日 12月31日 その他必要があるときはあらかじめ公告した日
公告方法	電子公告により行い当社ウェブサイトに掲載 (https://www.keiyogas.co.jp/) ※ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
上場金融商品取引所	東京証券取引所（スタンダード市場）
株主名簿管理人 特別口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
郵送物送付先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

配当金

(単位：円)

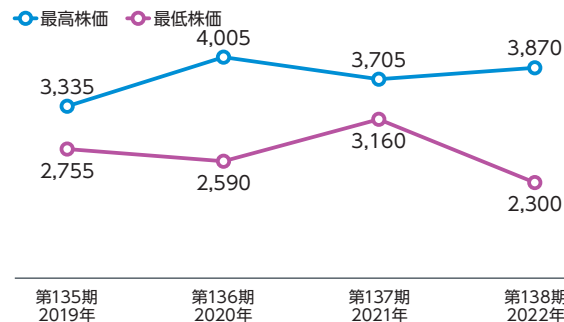


(注1) 2019年12月期期末配当の内訳
1株につき普通配当25円ならびに記念配当5円

(注2) 2021年12月期期末配当の内訳
1株につき普通配当27円50銭ならびに記念配当5円

株価（事業年度別最高・最低株価）

(単位：円)



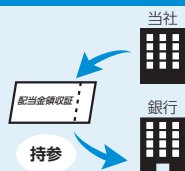
(注) 株価は東京証券取引所（市場第二部、2022年4月よりスタンダード市場）の市場相場による。

配当金のお受け取り方法のご案内

配当金のお受け取りには、以下の3つの方法があります。

現在、①の方法をご利用の株主さまには、お受け取り忘れがなく確実・安全・簡単な、②または③の方法への変更をおすすめします。変更のお手続きに関しましては、以下「株主さまのお手続きに関するお問合せ先」に記載の証券会社等に直接お問合せください。

① 配当金領収証方式



当社が郵送する「配当金領収証」を持参し、取扱銀行で受け取る方法

② 個別銘柄指定方式または登録配当金受領口座方式



ご指定の金融機関口座で受け取る方法

③ 株式数比例配分方式



各証券会社等の保有株式に応じて、各社で開設された口座で受け取る方法

※配当金を取扱銀行でお受け取りの場合は「配当金領収証」に記載の取扱期間内にお受け取りください。

万が一、取扱期間を経過した場合または領収証を紛失された場合は、「みずほ信託銀行株式会社 証券代行部」にお問合せください。

株主さまのお手続きおよびマイナンバーのお届出に関するお問合せ先

株式に関するお手続きは下記のお問合せ先にお問合せください。

また、株式の税務関係のお手続きにはマイナンバーのお届けが必要となりますので、まだお届けが済んでいない株主さまは下記のお問合せ先へマイナンバーのお届出をお願いいたします。

〔株式を証券会社等の口座にお預けの場合〕

各種お手続きおよびマイナンバーのお届出に関しては、お取引の証券会社等にお問合せください。

〔株式が特別口座で管理されている場合〕

特別口座で管理されている株式に関する各種お手続きおよびマイナンバーのお届出に関しては、当社株式特別口座管理機関のみずほ信託銀行株式会社にお問合せください。

（お問合せ先）

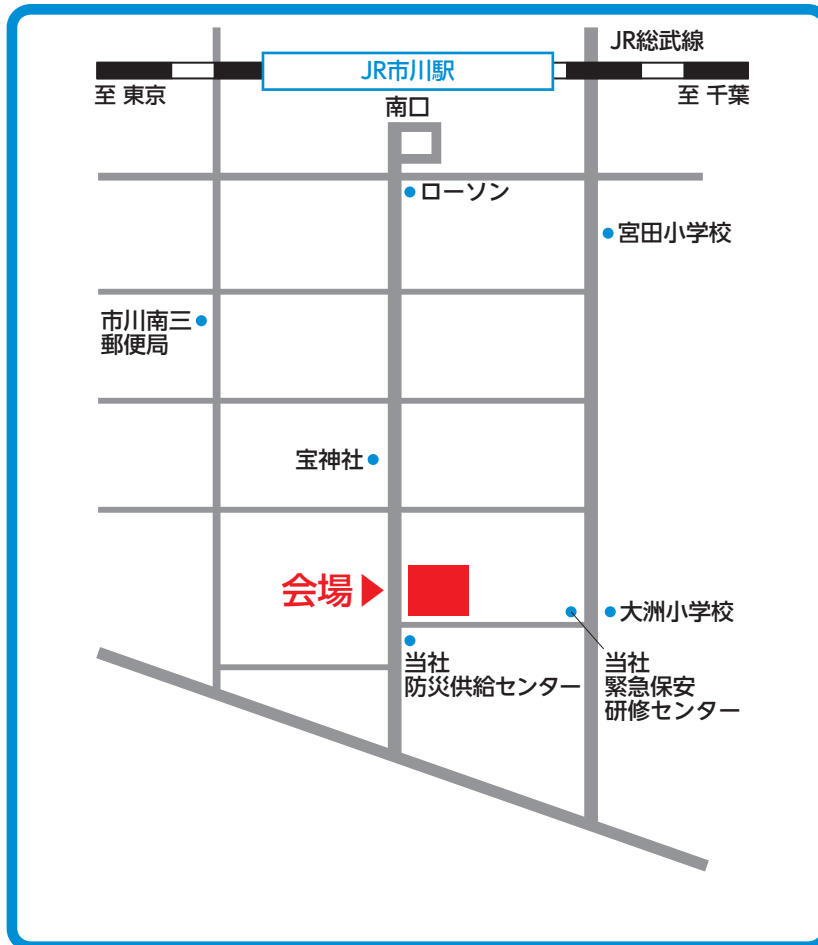
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
TEL 0120-288-324（フリーダイヤル）

株主総会会場ご案内図

会場

千葉県市川市市川南二丁目8番8号

当会社 本店 電話：047 (325) 4111



■ 交通のご案内：JR総武線 市川駅南口より徒歩約6分



UD FONT